

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

(期間:令和6年1月~令和6年12月)

区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ 黄斑下手術等	0
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	0
	イ 水頭症手術等	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	0
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	0
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
3	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0
4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	0
その他	ア 人工関節置換術	15
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0